

審議経過

報告

(1) 令和7年度スポーツ施設利用状況について

【事務局】

資料（6～8ページ）に基づき説明

質疑応答

なし

議事

(1) 令和8年度主要なスポーツ関係行事について

【事務局】

資料（9～15ページ）に基づき説明

意見

【委員】

今年度末から川口北警察署が開署すると聞いている。管轄の武南警察署の署員数が少なくなるらしいので、沿道警備の警察官が減ることが想定される。そのため、事故があってからでは遅いので、関係者の方々にご協力をしていただく可能性がある。

皆様には引き続きよろしくお願いする。

(2) 令和8年度スポーツ施設改修について

【事務局】

資料（16ページ）に基づき説明

意見

【委員】

工事の際は施設を一時休止することになる。その場合、定期的に利用していた団体が、他のセンターで予約しやすいように、スポーツ課で調整するようにはしていただきたい。

【事務局】

今年度は、一部のセンターで工事期間の周知が行き届かず、誤って予約決定通知を送付してしまう事例があり、ご迷惑をおかけした。今後は周知漏れがないよう再発防止に努めていく。

(3) (仮称) 神根総合運動公園について

【事務局】

資料（17～26ページ）に基づき説明

質疑応答

【委員】

来年の7月に供用開始ということだが、事前に視察や見学は可能か。

【事務局】

埼玉県屋内総合プールと北スポーツセンター等を含む神根総合運動公園の供用開始前に、市民等を対象に内覧会を行えるよう埼玉県と調整している。もちろん事前に周知できるように考えている。

【委員】

オープニングセレモニーの予定はあるのか。

【事務局】

埼玉県屋内総合プールと川口市の施設が同時にオープンすることとなるため、セレモニーを共催とするのか、どのような開催方法がベストか、広報手段なども踏まえながら埼玉県と調整しているところである。

【委員】

中東情勢により資材搬入の遅れなどにより工事が止まる可能性があるかもしれないが、来年7月からの供用開始は間違いないのだろうか。

【事務局】

可能性について間違いないとは言い切れない。たしかに資材確保等に苦慮した時期はあったが、現在は解消されている。したがって、現時点では工期に影響する事態には至っていない。

【委員】

体育館の予約についてはどのような予定か。

【事務局】

令和8年12月議会にて使用料を定めたいと考えている。したがって、令和9年1月頃を目安に、翌年度の年間調整を行い、その後、7月の供用開始に影響ないよう、一般予約も可能とするべく検討しているところである。

【委員】

体育館にバドミントンコートは何面あるのか。

【事務局】

8面である。

【委員】

8面ある体育館の規模ということであれば、市の使用料は比較的安いと感じている。使用料については、詳細に検討してもらいたい。

【事務局】

承知した。

【委員】

整備工事以前から北スポーツセンターを定期的に使用していた団体は、新施設として供用開始した後も、スポーツ課から優先的に利用を認めるような措置はとっていただけののか。

【事務局】

空調設備のある体育館やトレーニングルームなど、施設の内容が変わることで、多くの新規利用者や新規団体が利用することが見込まれる。そのため、他のスポーツセンターと同様に、年間調整や予約システムによる予約と考えている。

【委員】

特定の団体を先に視察させることは可能か。

【事務局】

令和9年7月の供用開始に向け、多くの建設工事が急ピッチで行われている。安全性の確保の観点から、特定の団体を視察させることは現段階では考えてはいない。

【委員】

公共交通アクセスはどのように考えているのか。

【事務局】

蕨駅から1時間に2本程度の路線バスがある。一番近いJR東浦和駅からの路線については、都市交通対策課と連携して、国際興業に対してバスのルートの見直しなどの要望をしているところである。

【委員】

体育館観覧席について、2階のみか。

【事務局】

2階東側に約300席設置する。

【委員】

体育館のフロアから天井までの高さについて、バレーボール競技に差し支えない高さであるか。

【事務局】

バレーボールの大会基準を満たす設計として、有効高さ12.5mを確保している。

体育館天井には梁があるため、梁までの高さを有効高さとしている。実際の天井高は15.5mとなっている。

【委員】（要望）

北スポーツセンターは、市内で初めて体育館に空調を設備する。空調について、別料金の設定をするのであれば、高額になりすぎないように検討してほしいところである。

●市内スポーツセンター全般によるご意見

【委員】

体育館でボールを蹴る競技は、なぜ利用不可なのか。施設のルールはどうなっているのか。

【事務局】

蹴ったボールが体育館の壁に当たることで壁を凹ませるなど、施設の毀損事例があったことから、ボールを蹴る競技に限らず球威が出る可能性がある競技は、制限をさせていただく場合がある。

なお、新施設の北スポーツセンター体育館では、壁の強度を上げた。壁のみならず、床もスポーツシートを採用しており、他施設において、施設の毀損等が理由で利用できなかった競技に対しても、対応可能な施設とした。

【委員】

令和8年10月には施設の利用料金が値上げされる。その影響による利用者数の減少は考えているのか。また、時間帯により料金を変動させるなどの工夫も考えられるが如何か。

【事務局】

利用者数については、多少の影響は想定するものの、予想できないところである。変動料金については、ご意見として承り検討させていただく。

【委員】

新施設予約システムに移行後、青木町公園のテニスコートの予約方法が、コートごとの予約に変わった。特定のコートに予約が殺到することで当選しにくくなるのではないか。説明をお願いする。

【事務局】

以前の予約システムには、コートを指定する機能がなかった。そのため、団体によっては、予約後に施設に直接連絡し、コートを指定するなどの方法をとられていたが、この方法は公平性に欠けるため、新施設予約システムでは、12コートすべてを番号で管理し、希望のコートを予約するという仕様に変更したものである。

他、質疑なし

議事終了